				ぎも・子育て会議 第2回保育・教育部会	
				童福祉審議会 第3回保育部会 合同会議 公開議事会議録	
日		時		日(月)18時00分~21時30分	
-	催場	所		♪なと6 · 7会議室	
出	席	者	石井部会長、山瀬副部会長、飯塚委員、大澤委員、大庭委員、尾木委員、天明委員、		
			新堀委員、森委	員	
欠	席	者	鈴木委員		
開	催形	態	公開 (一部非公開)		
議		題	報告<公開案件>		
			【子ども・子育て会議】		
			(1) 「地域における小学校就学前の子供を対象とした多様な集団活動等への		
	の在り方に関する調査事業」について			関する調査事業」について	
			【児童福祉審議会】		
			【児里倫征審議会】 (2) 「横浜市給付認定及び利用調整に関する基準」の改正に関する市民意見公		
			(2) 「横浜印紀内部足及の利用調整に関する基準」の改正に関する印式息兄公券 の実施について		
			議事<非公開案件>		
			【子ども・子育て会議】		
			(1) 幼保連携型認定こども園の認可及び補助金交付先法人の審査について		
			(2) 幼保連携型認定こども園の法人変更に伴う認可について		
			(3)特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員について		
	【児童福祉審議会】 (4)横浜市立保育所の民間移管に伴う新設保育所の認可について			会	
				保育所の民間移管に伴う新設保育所の認可について	
			(5) 内装整備費補助に伴う保育所の認可及び補助金交付先法人の審査につい		
	 (6) 横浜保育室認可保育所移行支援事業に伴う保育所の認可及び補助金交付:				
			人の審査について (7)民間保育所老朽改築事業における補助金交付先法人の審査について (8)認可保育所の法人変更に伴う認可について		
議		事	事務局	報告(1)「地域における小学校就学前の子供を対象とした多様な集団	
				活動等への支援の在り方に関する調査事業」について事務局から説明。	
			石井部会長	それでは、ただいまの事務局の説明について質問、意見がございま	
				したらお願いいたします。	

天明委員

調査結果については、色々な方にお知らせする方針でしょうか。

事務局

今回の調査結果も含めて、部会の報告資料は公開資料としておりますので、対外的に公開される形になりますが、この内容を当部会以外で個別に報告するというような予定はありません。

石井部会長

ほかにありますでしょうか。

それでは引き続き、報告(2)の「横浜市給付認定及び利用調整に関する基準」の改正に関する市民意見公募の実施について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

報告(2)「「横浜市給付認定及び利用調整に関する基準」の改正に 関する市民意見公募の実施」について事務局から説明。

石井部会長

それでは、ただいまの事務局の説明について質問、意見がございま したらお願いいたします。

大庭委員

方向性としては、テレワークが普及した時代には適切なものだと思います。そのうえで今後の課題としては、きょうだい児が同一園に入所できない割合が横浜市は10%ということですが、他都市の情報を集めたらそこまで高くはない状況でした。他自治体では、95%ぐらいは同一園に入所できるだろうということです。何が原因で10%のきょうだい児が別々な保育園になってしまうのかということは分析をしていただいて、きょうだいが別々の保育園になると、保護者にとっては大変なことです。それを回避できるような具体的なデータを公表して、保護者もそうならないように努める。お互いに協力しないとできないことですので、それをぜひやっていただきたいと思っています。

また、0歳児の入所が徐々に少なくなってきて、1歳児から入所の保育園を増やしたほうがいいという短絡的な方向で考えてしまうと、保育所としては、0歳児の保育のノウハウは、我々が培ってきた中では非常に大事な部分です。離乳食のことにしても、赤ちゃんの普通の成長を見ているということが保育士にとって非常に大事なことです。0歳児の入所が少なくなってきたのは、誰のせいでもなくて単純に育児休暇が延びたということです。ただ、子どもは大人みんなで育てるという意識から、単純に就労の条件を満たしていないと入所できないという時代は、0歳児に関しては段々となくなってくるのではないかと思います。その中で、将来的に近隣の方が近くの保育園に入所できるという枠が設定されると、通園に時間がかからない、労力も少なく

て済むことになりますので、長期的なビジョンで基準を考えていただいて、そちらの方向に持っていけるような市民の意見の募集は、趣旨を明らかにして行っていくといいのではないかなと思っています。

明日からすぐそうしてくれという話ではなくて、長い目で保育園の ことを見ていただければありがたいなというのが正直な気持ちです。 よろしくお願いいたします。

事務局

先ほどのきょうだい児については、横浜市の利用調整における一つの分析では、9割の方は同じ園に入ることは可能になってはいるものの、逆に言うと1割の方がやはり同じ園には入れていない。きょうだい児で利用している場合に、今の利用基準の考え方の一つとしては、ランクを1つ引き上げて、なおかつ調整指数4点という加点をした上でこのような結果になっている状況になります。

現状、できるだけ同一園の利用が可能になるように配慮をしているところですが、様々な事情で保育を希望されている方が多くいる状況で、保育の必要性に応じた優先順位をつけている中では、時間をかけて検討していく必要があると思っています。そういった意味では、2点目にありました近隣での利用ということも御意見として承りましたので、保育のニーズの状況等も踏まえながら見直しは進めていきたいと思っております。

天明委員

私も前から課題として感じており、近隣から通えるのはすごくいいと思います。あと、人気の有無のばらつきが出てしまうというところが課題だと思っており、行政からの発信も大事ですが、別の方面からもきちんと保育資源を活用するための発信が必要ではないかなと思っています。市民側からも、保育資源を生かすためには住むところ、あまり沿線にこだわらないと、テレワークという時代になったらこんなやり方もあるとか、税金を上手に生かすという視点が市民にもないといけないと思っています。誰がそういったことを発信していくのかという課題はありますが、これはこの場でも今後の課題としたほうがいいと思っています。

事務局

我々としては、今回の利用調整基準の改正も含めて、行政としてできることのうち、保育園を希望されている方がその希望に沿うように入れる仕組みづくりなどはご意見をいただいたような内容もふまえて、考えていくものと思っています。利用者の方への働きかけという意味では、保育園を初めて利用される方の相談は、例えば区役所に来たときに保育コンシェルジュを通じた保育園の情報を案内するなど、

いろんな形で情報発信をしています。初めて保育園を利用する方がどういうところから園を選んだらいいか、園の保育や園の運営、地理的な要件など様々な条件がある中で、丁寧に聞きとりながらその方に合ったものを御案内して、必ずしも希望どおりにならないこともありますが、できるだけご要望に沿った御案内ができればと考えています。

石井部会長

ほかに御意見はございませんでしょうか。

森委員

障害児についてお尋ねします。障害が分かった時点でリハセンターや療育センターの療育につながりたいということで、親子通園等を利用する保護者の方が多いと思います。その際に、働いているお母さんの場合、週1回の通園に連れていくとなると、1日仕事をお休みする状況が出てきて、この基準のランクが下がっていくということを親の会の中で意見として以前聞いたことがありますが、現在はそういった点は考慮されているのでしょうか。

事務局

参考までに32ページの参考資料をご覧いただきたいのですが、この中で、利用調整のランクで、Aから下のIまでありますが、例えば先ほどの事例の方が就労されているとして、親子通園等のためにお休みになると、1日分就労実績が少なくなってしまうことになるかと思います。現状、就労の時間の考え方、判定の仕方としては、あくまでもその方の雇用契約で判断をしておりますので、実態として週1日休まれていたとしても、その方が実際の雇用契約上の労働時間として、例えば月20日以上かつ週40時間以上の労働が標準ということであれば、その情報でランクづけを行っています。

森委員

では、現在はこのような事例がないということでよろしいでしょうか。以前は、あったと思いますが。

事務局

現状は、就労時間の実績ではなくて雇用契約上の労働時間で判断しています。

森委員

分かりました。ありがとうございます。

大澤委員

30ページの見直しの考え方の「育児休業中であっても、他での就労 や介護をしている場合もあり、必ずしも『保育を必要とする要件』が ないとは限らない」とあり、育児休業を取っているので、就労は1つ のところではしていないわけですが、「他での就労や介護をしている」 割合というのは把握されているのでしょうか。また、どれくらいのランクの就労をされている方が希望されているかなど、どのような見込みで改定をされるのでしょうか。

事務局

「育児休業中であっても、他での就労や介護をしている場合」ということで、実際の数や割合は把握しておりません。ただし、実際に育児休業中であっても、他でも就労していたり介護をしていたりするという御相談を具体的に受けていることもあるため、今回の改正を提案させていただいています。

事務局

申し訳ございません。先ほどお答えさせていただいた就労実績に関して、こちらの説明に拙い部分がありました。就労に関して「月20日以上かつ就労時間1週40時間以上」とありますが、契約時間として見ているのは「就労時間1週40時間以上」になります。「月20日以上」は実績で見させていただいています。

森委員

月20日以上は実績になるのでしょうか。

事務局

月20日以上の内容に関しては実績で審査をしています。

森委員

そうすると、やはり週1で親子通園等に行っているとすると、「月 20日以上」を満たさなくなるケースもありますね。

新堀委員

「かつ」となっていると、今みたいなケースはどうなるのでしょうか。

事務局

実際に日数が減ってしまうと優先順位が下がるということはありますが、例えば有休で休暇を取られているような場合には日数にカウントすることになっていますので、そういった状況であれば減っていないということも考えられます。

森委員

親の会で出た意見としては、週1で連れていくのが難しいということです。週5日働いていて、1日療育に連れていくときに残り4日になるので、その時点でもうランクが実質下がりますよね。それについて基準をもう少し緩やかにできないかという意見が毎年のように上がってきている現状がありますので、それをお伝えさせていただきたいと思いました。これについて、今までも課題認識はありましたか。

事務局

申し訳ございません。実際に私たちのほうにそのような御意見をい

ただいていたという認識がありませんでした。

森委員

3年ぐらい前に、市の方にもお越しいただいた横浜障害児を守る連絡協議会での話合いでは、障害児を育てている中では、先ほどの基準が厳し過ぎるということはお伝えしていたという認識があります。

事務局

その場では、日数というよりは時間に関する内容でご意見をいただいていたと記憶しています。

森委員

日数と時間、両方と、あと保育の要件に欠けるというものに関して は、障害児を育てるということに関してもう少し緩やかにはならない かという要望も出させていただいたと思っています。

事務局

また実態をお聞かせいただきながら、検討するところは検討してい きたいと思います。

事務局

今日この部会の中で御意見として正式にいただいておりますので、 これをきちんと踏まえて我々のほうで考え方も含めて検討していきま す。また部会の中で改めて、考え方などについても御説明させていた だき、また御意見を頂戴したいと思います。

天明委員

基準の考え方という、32ページの上の部分の米印の3つ目には「障害児・児童福祉の観点から保育が必要な児童については、この利用調整基準を基に別途に利用調整します。」という言葉があり、別途について文言化されていませんが、事情を聞きますという意味なのかなと思いました。

森委員

私たちが捉えている「別途に利用調整します。」は、障害のあるきょうだいがいる場合、きょうだい児は優先まではいかなくとも入りやすいですよね。障害児を育てているがゆえにきょうだい児に手が回らないというところに配慮していただいている印象を持っています。

天明委員

そこ止まりなんですね。

森委員

もしかしてこれはそのように捉えるものではないのかもしれないですが、そういう印象を持っていました。

天明委員

実際に課題に思っている人たちがそういう理解にしかなれないとす

れば、この言葉が少し足りないのかもしれないですね。

石井部会長

いろいろ深い問題ですね。産まれたお子さんに障害があるなしで仕事を辞めようかとか、就労を短くしなくてはいけないのではないだろうかと考えてしまうということですね。

森委員

療育センター以外での療育や親子ではないものもありますが、親も 学ぶ場なので、親が連れていくのが望ましいと思っています。

石井部会長

療育は時間的にも午前中の何時間とかでしょうか。

森委員

そうですね。療育センターでは、給食が出て午後までということも ありますし、私が連れていったときは、親子通園のときは週1で午後 まででした。今は、療育センターも働く親御さん向けに、午前と午後 で割ったり、クラス割りを工夫してくださったり、働く保護者が参加 しやすいようにしてくれています。保育所の入所に関してもそれに合 わせて変わっていっていただけると有難いと思っています。

大庭委員

親族の介護のところには例が具体的に書いてありますよね。

森委員

そうですね。ここで障害があると認められた方だから、きょうだい 児が保育園等には入れやすい仕組みになっていると思っています。

大庭委員

これと同じように、お子さんに対しても特例を設けられればいいわけですね。

石井部会長

事務局には、今回の意見を重く扱っていただけると有難いです。 ほかにございませんでしょうか。

飯塚委員

今のところに関して質問ですが、就労や介護はアンドの条件ではなくて、それぞれ単独で見ていくという認識で間違いないでしょうか。

事務局

こちらの利用調整のランクについては、父親もしくは母親のそれぞれの状況に応じてランクを判定しており、複数の要件がもし重なったとしても、その中でランクが高いほうを適用しています。その後さらに、「父、母でランクが異なる場合は、順位の低いランクを適用します。」という形でつけています。

石井部会長	ほかには、いかがでしょうか。
	それでは、公開案件は以上で終了いたします。